



高山市の財政は健全です

地方自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政状況が悪化した自治体に対して早期の財政健全化を促すため、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が制定され、以後、市では健全化判断比率と資金不足比率を毎年度公表しています。

市の平成23年度の各比率は下記のとおりで、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られています。

◎このことは監査委員審査意見書でも明記されています。

用語解説

①実質赤字比率

福祉や教育など、地方自治体の中心的な行政サービスを行う一般会計などの赤字の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度を示すものです。

②連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化したもので、市全体の財政運営の深刻度を示すものです。

③実質公債費比率

一般会計などの借金（地方債）の返済額などの大きさを指標化したもので、資金繰りの危険度を示すものです。

④将来負担比率

一般会計などの借金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

⑤資金不足比率

公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模（料金収入）と比較して指標化したもので、経営状況の深刻度を示すものです。

健全化判断比率

項目	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
市の比率	—	—	9.4%	—
早期健全化基準	11.74%	16.74%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	—

◎実質赤字比率や連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示しています。

◎将来負担比率は、借金（地方債）などの将来負担額より、貯金（基金）などの充当可能財源が多く、実質的な将来負担がないため「—」と表示しています。

■ 財政の早期健全化

健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、県知事へ報告しなければなりません。

■ 財政の再生

再生判断比率（健全化判断比率のうち①②③）のうち、いずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければなりません。

【いわば、財政の早期健全化はイエローカード、財政の再生はレッドカードにあたりますが、いずれも該当せず市の財政状況は健全です。】

資金不足比率

項目	下水道事業特別会計	地方卸売市場事業特別会計	簡易水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	観光施設事業特別会計	水道事業会計
⑤資金不足比率	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0%					

◎全ての特別会計で資金不足額がないため「—」と表示しています。

■ 経営の健全化

⑤資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、県知事へ報告しなければなりません。

問合せ ● 財政課 ☎35-3132

市ホームページでもご覧いただけます。 <http://www.city.takayama.lg.jp/zaisei/zaiseitop.html>